

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者
東京都第六建設事務所長

東京都では、東京の河川において人々が集い、賑わい豊かな水辺空間を創出するため、多様な施策を展開しています。

平成 23 年 4 月、河川敷地占用許可準則（以下「準則」という。）の改正により、河川敷地を利用する際の許可基準が緩和され、河川管理者が指定した都市・地域再生等利用区域（以下「区域」という。）に限り、民間事業者も都市及び地域の再生等を目的とする施設を占有することができるようになりました。

これを踏まえ、隅田川において台東区から区域の指定に係る要望書が提出され、準則に定める要件に該当すると認められるため、準則第 2 2 に基づき、下記のとおり区域を指定します。

記

1 都市・地域再生等利用区域

(1) 指定範囲

一級河川荒川水系隅田川の河川区域内のうち
東京都台東区花川戸一丁目地先から同区花川戸二丁目地先まで
別図に示す区域

(2) 指定年月日

平成 24 年 1 2 月 1 0 日

2 都市・地域再生等占有方針

(1) 区域において占有の許可を受けることができる施設

準則第 2 2 第 3 項に掲げる施設のうち広場及び遊歩道と一体をなすオープンカフェ施設とする。

(2) 許可方針

上記(1)に係る占有を可能とする要件を付すべき条件は下記のとおりとする。

- ① 区域内において、河川法（昭和 39 年法律第 167 号。以下「法」という。）第 2 4 条、第 2 6 条第 1 項及び第 5 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、台東区が公表する隅田公園オープンカフェ出店事業者募集要項に基づき、台東区が決定する事業者であること。

(http://www.city.taito.lg.jp/index/bunka_kanko/cafe/opencafe-propo.html)

- ② 流水の占有、土地の占有及び建築物又は工作物（以下「占有施設」という。）の新築及び変更については、法、河川法施行令（昭和 40 年政令第

14号)、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)、工作物設置許可基準(平成6年建設省河治発第72号)及びその他関係法令の規定を遵守しなければならない。

- ③ ①により台東区が決定した事業者で、法第24条、第26条第1項及び第55条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置により河川及び河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議及び設計協議を行うこと。なお、計画協議については東京都建設局河川部長に、設計協議については、東京都第六建設事務所長(以下「所長」という。)に各々行うこと。
- ④ 占用許可の期間は、3年以内とする。
- ⑤ 本件許可の更新または変更を申請する場合は、改めて、「台東区が主催する隅田公園オープンカフェ協議会による地域の合意」(以下「地域の合意」という。)を得たうえで、期間更新の申請を行うこと。
ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- ⑥ 設置する占用施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の適用を受ける料理店、バー、キャバレー等を含まないものであること。
- ⑦ 占用区域内または占用施設に屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物関係の機関と調整を図ること。
- ⑧ 本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑨ 洪水、高潮等の緊急時における情報伝達体制(夜間及び休日を含む。)を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずること。
- ⑩ 占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- ⑪ 洪水、高潮及び台風等の緊急時に占用施設の撤去等を適切に行うこと。
- ⑫ 騒音防止策等の措置を講ずること。
- ⑬ 占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること。
- ⑭ 区域内において、今後、河川工事が施行される場合があり、当該工事の施行に支障となる場合は、占用施設の改築又は除去、移転等を行うこと。
- ⑮ 賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策として、地域の合意を得たうえで、所長と協議し実施すること。
- ⑯ 東京都河川流水占用料等徴収条例(平成12年東京都条例第95号)に基づき、占用料を納付すること。
- ⑰ 以上の許可条件のほか、河川管理上必要な条件を付すことがある。

- 3 都市・地域再生等利用区域の占用主体
準則第22第4項第2号に掲げる者とする。

都市・地域再生等利用区域の指定範囲図

別 図

